

総合型DB基金に対する AUPの導入について

2018年6月

日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。

本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

◇2018. 5. 8 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201805-170-0089- D)

これまでの経緯

■ これまでの経緯

外部監査導入の検討は、厚生労働省・企業年金部会が2015年1月に、今後の企業年金のあり方をまとめた「議論の整理」が発端。

そのなかで、「財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査の活用」が打ち出されたことを受けて、2016年4月から議論を開始。

2017年6月には、コストが多大な「本格的な会計監査」に代わり、「合意された手続き（Agreed Upon Procedures=AUP）」の導入の方針を固めた。

その後、厚生労働省が日本公認会計士協会と協議し、2018年4月20日の企業年金部会でAUPの詳細が示された。4月27日には、その内容を盛り込んだ厚生労働省通知の改正案^{※1}がパブリックコメントに付され、6月22日に通知が発出された。

今後、日本公認会計士協会も導入に向けた準備を本格化させるものとみられる。厚生労働省は、2019年度決算からAUPを実施する、としている。

【これまでの経緯】

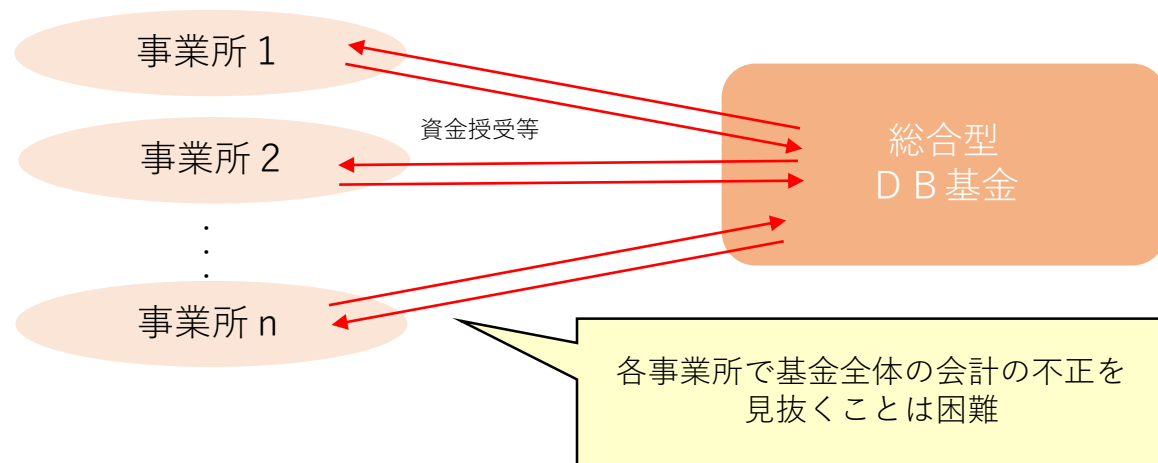


※1 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙2「事業運営基準」を改正

※2 2019年度決算から適用開始

■ 厚生労働省が説明する、AUP導入の背景

総合型DB基金の事業所間には、資本関係・人的関係がない
→ 各事業所では基金全体の会計の正確性を確認できない



外部の専門家による会計監査を行うことで、財務情報の信頼性が向上

ただし、本格的な会計監査はコストが多
→ まずは、AUPを導入^{※1}

※1 厚生労働省は、まずはAUPを導入したあと、「本格的な会計監査の導入を目指す」としており、将来の本格的な会計監査の導入に含みを残している。

AUPの概要

AUPとは

本格的な会計監査とは異なり、AUPは、あらかじめ公認会計士等と基金とで契約したチェックポイントのみ、公認会計士等が確認し、結果報告するもの。ここでは、公認会計士等は、「給付業務は適正に行われている」というような、業務の適正・妥当性等の主観的評価をせず、客観的に判断できることのみを確認する。

【AUPで行われる内容（イメージ）】

チェックポイント	公認会計士等が確認する内容	公認会計士等の報告書
金融機関等の発行した書類（預金通帳、残高証明、取引明細等）と会計帳簿の残高は一致しているか	各銀行口座の預金通帳及び銀行残高証明書と基金の預金残高明細に記載されている各銀行口座ごとの残高が一致していることを確認	各銀行口座の預金通帳及び銀行残高明細書と預金残高明細に記載されている各銀行の口座ごとの残高は一致した

**AUPは、客観的に判断できることを確認するもの
（業務の適正、妥当性等の主観的評価をするものでない）**

AUPの位置づけ

AUPは、監事監査を補完するものと位置づけられている。言い換えれば、監事監査が不十分であれば、それだけAUPにかかる所要時間・コストが高くなるとしている。

AUPの対象となる基金

一定規模以上の総合型DB基金について、AUPの実施を義務化している。

【対象基金】

資産規模※1	AUP実施の要否
20億超	義務化※2※3※4
20億未満	任意※5

- ※1 年金経理における貸借対照表の資産総額。
- ※2 公認会計士・監査法人による、本格的な会計監査を実施している場合は、AUPの実施は不要。
- ※3 義務化となる基金がAUPを実施しなかった場合の罰則について、厚生労働省は言及していない。
- ※4 20億円を超えた決算の翌々年度決算から適用。
- ※5 厚生労働省は、専門家（公認会計士・年金数理人等）による支援を受けることが望ましいとしている。

AUPの実施者

厚生労働省は、AUPの実施者について、公認会計士・監査法人以外にも、一定の要件を満たせば、公認会計士・監査法人以外も実施可能とした。しかしながら、一定の要件を満たす職種を具体的に明示していない。

【AUPの実施者】

原則	公認会計士・監査法人※1
例外	一定の要件※2を満たせば、上記以外も可

- ※1 日本公認会計士協会の会員である公認会計士に日本公認会計士協会・企業年金連合会が研修を実施し、受講完了者のリストを企業年金連合会を経由して、総合型DB基金に提示することが想定されている。
- ※2 公認会計士・監査法人と同等水準で業務遂行できるものとして、次の3つの要件を示している。
 - ①財務諸表の監査、財務報告の内部統制の監査、計算書類の監査又はこれに準ずる任意監査等に関する実務経験を有すること
 - ②日本公認会計士協会の実務指針を熟知し、その内容を受託者に的確に説明でき、実務指針に準じて手続きを実施できること
 - ③監査の手法（例えば、残高確認状の送付手続・監査サンプリングの理論・手法）に精通していること

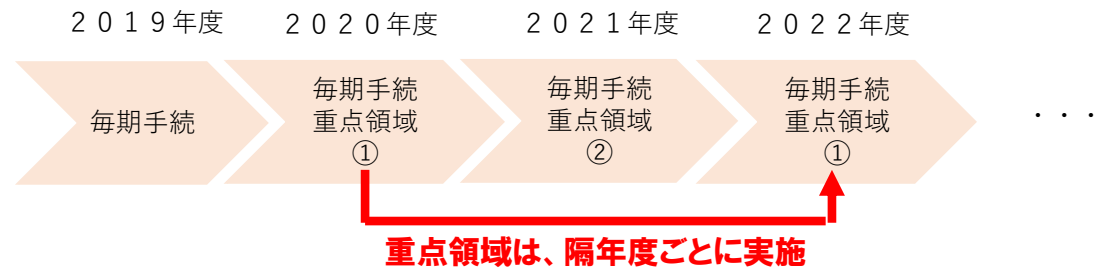
■ AUPの進め方

AUPの導入にあたり、「毎年度必ず実施する手続き」「隔年度ごとにローテーションで実施する手続き」とに分けるとしている。

【AUPの対象範囲】

対象範囲	具体的な項目
業務経理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務費未収掛金、掛金収入の正確性の確認 ・ 現金、預貯金残高の正確性と網羅性の確認 ・ 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等の負債の正確性と網羅性の確認 ・ 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認 ・ 貯蔵品（切手、印紙等）管理の適切性と記帳の正確性と網羅性 ・ 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認
掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認 ・ 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認 ・ 未収掛金の回収可能性の確認
運用資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認 ・ 運用資産の評価の妥当性の把握（時価等の入手ができないもの）
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認 ・ 給付支払金額の正確性の確認
残高確認 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残高確認状の送付と確認

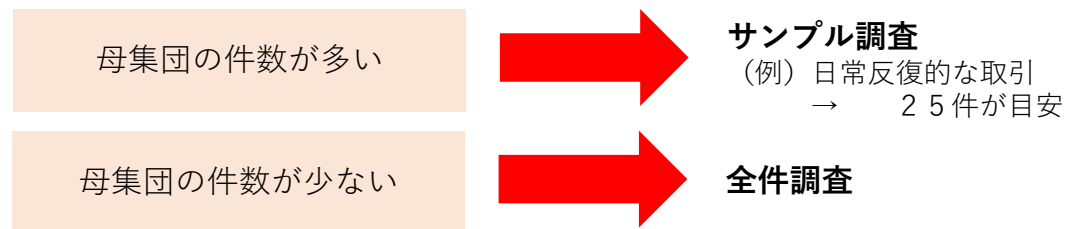
【AUPの進め方】



毎期手続 : 毎年度に必ず実施する手続
 重点領域 : 隔年度ごとにローテーションで実施する手続
 (ただし、AUP開始年度の翌年度以降に実施)

【サンプル調査】

チェックポイントのうち、母集団の件数が多い場合は、サンプル調査を実施。
 サンプル調査の抽出方法・件数等は、事前に公認会計士等との契約で定めておく。



**AUPにおける具体的なチェック項目は、
P5～6に記載しています**

■ AUPの所要時間

厚生労働省は、一部基金で実施したAUPの「実験実施」の結果をもとに、AUPの所要時間を55～75時間（うち、基金事務局での作業時間19～39時間）と推計している。

（注）あくまでも目安。基金の規模や監事監査の実施状況等により、所要時間は変わってくる。

【AUPの所要時間】 枠が基金事務局での作業時間

「実験実施」で実際にかかった時間(サンプル調査の件数:1件)

項目	時間
事前準備 (AUPの手続案・資料依頼リストの作成等)	5時間
ヒアリング	8時間
手続の確定 調書の作成	12時間
結果報告	1時間

サンプル調査の数を増やした場合の時間(サンプル調査の件数:25件)^{※1}

項目	時間
サンプル調査の数を増やした場合の 追加時間	10～30時間
報告書等の作成時間	2時間

上記以外に、計画の策定等の間接コストにかかる時間を含めると・・・

合計 55～75時間（うち、基金事務局での作業時間 19～39時間）

※1 「実験実施」はサンプル調査が必要な案件でサンプル数を1件として行われたが、実際は、例えば日常反復的な取引は25件（3ページ参照）が目安とされる。そこまで見込んだ場合の追加所要時間を指す。

■ AUPのコスト

厚生労働省は、左記の所要時間の推計をもとに、1回あたりのAUPのコストを64～87万円と試算している。

（注）あくまでも目安。監査法人・公認会計士などの価格設定、基金の規模や監事監査の実施状況等により、コストは変わってくる。

【AUPのコスト（厚生労働省試算）】

AUPの所要時間 × 平均単価（11,570円/時間）^{※1} + 間接コスト

= **64万円 ～ 87万円**

※1 日本公認会計士協会が公表している監査実施状況調査（平成28年度）から、平均単価を算出している。
（注）AUPの費用を年金経理から業務経理に繰入を行うことで拠出することは可能とされた。ただし、あくまでも確定給付企業年金法施行規則で定められている要件を満たす必要があり、年金経理に剰余がある場合に限定される。

■ AUP実施結果の扱われ方

厚生労働省は、厚生局による行政監査（3年に1度、実地監査を実施）の際にAUPの実施結果を確認することで行政監査の参考とする、としている。ただし、AUPで不備が指摘された場合に、行政がどのように扱うかは不明。



ご参考:AUPの具体的なチェックポイント

このチェックポイントは、厚生労働省が最低限実施すべき項目として示したものであり、実際は、各基金が公認会計士等と個々の契約で定める。

は、基金がAUPを受ける際に、少なくとも準備しておくべきと想定される書類（実際には、これ以外の書類も求められるものと考えられる）

重点領域①②は、①は1年目、②は2年目に実施するもの

【業務経理】

項目	チェックポイント	毎期 手続	重点 領域 (隔年度で 実施)	サンプ ル チェク
(事務費)未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。 掛金収入のうち、事務費掛金は業務経理に記帳され、正確に記帳されているか。		②	○
現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。 金融機関等の発行した書類（預金通帳、残高証明、取引明細等）と会計帳簿の残高は一致しているか。	○		○
預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等（その他）の負債の正確性と網羅性の確認	月計表、勘定元帳、補助簿の勘定残高は一致しているか。		②	
経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	費用を計上する振替伝票は、納品書、請求書等の証憑書類に基づき作成されているか。		②	○
	費用の計上日はその発生日となっているか。 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。	○	②	○
貯蔵品（切手、印紙等）管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。	○		
資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	預金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金の金額は一致しているか。	○		
	年金経理からの繰入金と、年金経理における業務経理への繰入金の金額は一致しているか。	○		

【掛金】

項目	チェックポイント	毎期 手続	重点 領域 (隔年度で 実施)	サンプ ル チェク
給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	加入事業所から送付されてくる給与改定通知書等は、受託機関に引き渡されているか。※1		①	○
	受託機関に送付している給与改定通知書等は正確に作成されているか。※1		①	○
	受託機関から指摘のあった給与改定通知書等のエラーはすべて解消しているか。※1		①	○
	受託機関から送付を受けた掛金諸表に基づき、掛金の調査・決定は適切に実施されているか。※1		①	○
	掛金の調査・決定に基づき、納入告知書は正確に作成されているか。		①	○
	調査決定し、納入告知書を加入事業所宛に送付した時点で未収掛金を計上しているか。		①	○
	納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。	○		○
	債権管理簿の掛金等債権額と総勘定元帳の未収掛金額は一致しているか。		①	○
	掛金が収納された月に未収掛金の消去の会計計上を行っているか。		①	○
	預金口座等の入金額と債権管理簿の掛金等の債権額の減少額は一致しているか。		①	○
未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。	○		○
	月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。 掛金収入のうち、標準掛金及び補足掛金は年金経理に記帳され、正確に記帳されているか。		①	○
未収掛金の回収可能性の確認	滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。	○		

【運用資産】

項目	チェックポイント	毎期 手続	重点 領域 (隔年度で 実施)	サンプ ル チェッ ク
運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。	○		
運用資産の評価の妥当性の把握（時価等の入手ができないもの）	資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関（契約金融商品取引業者を含む。）から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。	○		

【給付】

項目	チェックポイント	毎期 手続	重点 領域 (隔年度で 実施)	サンプ ル チェッ ク
給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	加入事業所から送付された資格喪失届の内容が加入者原簿に記載されているか。		②	○
	年金基金は規約に基づく給付額の計算を行い、受託機関から送付を受けた給付額の計算結果を検証しているか。※2		②	○
	退職者からの給付金請求の申出に基づき裁定処理が行われ、受給権者台帳に記載されているか。裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書書の給付額は一致しているか。	○	②	○
	受託機関に送付している給付指図書書の金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書書の内容は一致しているか。※3	○	○	○
給付支払金額の正確性の確認	受託機関より出金実行報告書の送付を受けた月に年金給付、一時金給付の会計計上を行っているか。	○	○	○
	出金実行報告書書の内容と総勘定元帳の年金給付、一時金給付の金額は一致しているか。		②	○

【残高確認（共通）】

項目	チェックポイント	毎期 手続	重点 領域 (隔年度で 実施)	サンプ ル チェッ ク
残高確認状の送付と確認	銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。	○		

（注）以下の項目についても実施することが望ましい、とされている。

【運用資産】

運用基本方針等の所定の規程類の整備と承認の確認
資産管理運用機関の採用・解約の手続の確認
自家運用を行う場合の運用資産の評価の妥当性の確認
信託契約、投資一任契約、保険契約等の有効性
運用資産の評価の妥当性の確認（時価等の入手が可能なもの）
自家運用実施の場合の内部統制の整備状況の確認

【掛金】

（未収掛金の入金時における）帳簿金額と入金額の不一致の原因調査手続の確認

【その他】

資産管理運用機関を含む外部委託先の管理状況の確認
関連当事者取引の妥当性の確認

- ※1 掛金に関する業務を外部に委託している場合のもの。それ以外の場合は、掛金の調査・決定が正確であるか否か、又は、調査・決定に係る内部統制の整備・運用状況を確認する。
- ※2 規約に基づく給付額の計算業務を外部に委託している場合のもの。それ以外の場合は、規約に基づく給付額の計算が正確であるか否か、又は、計算に係る内部統制の整備・運用状況を確認する。
- ※3 受託機関の受託業務に係る内部統制の保証報告書を確認することにより対応可能。

ご参考:平成30年4月20日企業年金部会の模様

- 内田文子委員（全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 総合研究企画室事務局長兼教育部専門部長）
- ・資産総額20億円超が対象となるとのことだが、対象となる総合型DB基金はどの程度の割合となるのか。
 - ・今後20億円以下の総合型DB基金に対しても、会計の正確性を担保する取り組みを広げて行く必要があると考えている
 - ・不正等が発生しないように、長年同じ公認会計士等にAUPを実施させるのではなく、何年かに1度はAUPの実施者を変更させるなどの条件を入れることなども検討するべきではないか。

厚生労働省

- ・総合型DB基金のうち資産総額20億円超は約7割。平均加入期間を20年と仮定して、現状から機械的に推計すると、将来的には8、9割の基金が対象となるものと考えている。
- ・会計の正確性はどの基金にも必要なもので、全体的には行政監査も使いながら見ていかないといけないと考えている。
- ・具体的取り扱いとしては、さらに実施までの間に実務的に詰めていく。

和田貴一委員（日本年金数理人会理事長）

- ・費用について業務経理からの捻出が原則とのことだが、業務経理に関しては資産の規模よりも加入者数により強く依存するのではないかと考えている。この点規模の小さい基金に対する一定の配慮を重ねてほしい。
- ・地方の基金は小さい基金も多い。東京から公認会計士を呼ぶとなると出張コストがかかるため、公認会計士への研修については地方の会計士へも十分実施をお願いしたい。

厚生労働省

- ・何らかの問題が発生した場合の影響は資産規模が大きいと大きいため、資産規模20億円超として導入させて頂いた。
- ・公認会計士協会と連携して全国ベースで募り研修を実施したいと考えている。

小林委員（山本泰人委員（日本商工会議所社会保障専門委員会共同委員長）代理）

- ・検査項目を限定しているが、これでガバナンスの向上に本当に有効なのかどうか。
- ・規模の小さい基金への配慮を。20億円超全ての総合型DB基金への導入はコストの関係で難しいのではないか。ガバナンスの向上を図る意味では行政監査を従来より強化することも重要なことと考えているがこの点いかがか。
- ・AUPの実施者は公認会計士等とのことだが、社会保険労務士等に拡げることは考えているか。

厚生労働省

- ・公認会計士協会等とも相談しながらつめてきており、提示の14項目は必要なものを揃えていると考えている。
- ・自己の責任のもと会計をチェックすることが基本であり、行政監査は自主的な管理を実施していることを確認する役割と考えているが、AUPの実施確認を含めきちんとやっていきたい。
- ・会計のチェックのため会計の専門家である必要がある。ただし同等のことができれば公認会計士でなくとも可能だが、あくまでこれを満たさないと認められない。

伊藤彰久委員（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長）

- ・受給者の立場からすれば資産規模の大小の趣旨は関係のない話では。対象にならない基金も考慮し、機械化などのコストダウン、行政監査等も考えるべきではないか。

厚生労働省

- ・対象にならない基金についても今後検討し取り組んでいきたい。

小林由紀子委員（日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会部会長代理）

- ・AUP導入そのものが最終目的ではない。
- ・コストがかかるのはサンプリングの項目となっているが、サンプリング方法についてもより整備すべきでは。

厚生労働省

- ・AUPの実施状況を見ながら、会計監査は将来的には検討すべきものということとは変わっていない。
- ・サンプリングが重要ということはご指摘のとおり。

村瀬清司オブザーバー（企業年金連合会理事長）

- ・管理する側と管理される側の意見はまだ開きがある。小委員会として要望書は出しているが検討をお願いしたい。
- ・規模の問題で20億円がひとつの目安になっているが、出来上がって間もない小型基金などには一定の配慮をお願いしたい。資産規模20億円の参考にしている社会福祉法人も、一定柔軟にしていると聞いている。
- ・検査項目ごとにブレイクダウンし、時間コストを下げる工夫をお願いしたい。また基金側の事前準備として必要な実務を厚生労働省としてもしっかりとつめてほしい。

臼杵政治委員（名古屋市立大学大学院経済学研究科教授）

- ・今回のガバナンス強化はひとつの前進と考えている。
- ・会計士と基金との利益相反には注意し、何年かに1度変えるなどもひとつの考え方。
- ・資産規模20億超と以下で大きな差があるべきではない。コストの面でも内容をチェックするなど今後に向け工夫をお願いしたい。

森戸英幸部会長代理（慶応義塾大学大学院法務研究科教授）

- ・始まってからもモニタリングしたうえで見直しをしていくべき。今回は通知レベルで始まる話だが、機能しなければ政省令レベルなど厳しくなりうる話と現場も捉えて頂くべき。